

## 【営業経費精算ガイドライン v2.1】2025-10-01

### 1. 適用範囲

- 本ガイドラインは、営業部門における物品購入および交通費、交際費に適用する。

### 2. 物品購入の上限

- 通常案件における物品購入の最大許容額は、1回あたり 5000 JPY とする。
- プロジェクト ID が PROJ-A77 の案件についても、原則として 1回あたり 5000 JPY を上限とする。
- ただし、上長の事前承認があれば、この限りではない。

### 3. 精算手続き

- 精算申請時には、レシートおよび関連するプロジェクト ID を必ず添付すること。